○特許庁告示第十六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十四号）第八十条第二号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月三十日　　特許庁長官　細野　哲弘

第二号を次のように改める。

二　本邦通貨の金額

1　平成十三年三百三十スイス・フラン	十一万八千四百円
2　十五スイス・フラン	千三百円
3　二百スイス・フラン	一万七千八百円
4　二百スイス・フラン	一万八千九百円
5　三百スイス・フラン	二万六千七百円

附　則

1　この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月三十日　　特許庁長官　細野　哲弘

第二号中「二十二万五千七百円」を「二十二万九千円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○環境省告示第七十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月三十日　　環境大臣　小沢　鋭仁

付表9を付表10とし、付表8中「硝酸アンモニウム」を「酢酸アンモニウム」に改め、同表を付表9とし、付表7を付表8とし、付表6の次に次の表を加える。

付表7

1，4－ジオキサンの測定方法

1　試薬

(1)　水

日本工業規格K0557に規定するA3又はA4のもの（注1）

(2)　アセトン

日本工業規格K8034に定めるもの（注1）

(3)　メタノール

日本工業規格K8891に定めるもの（注1）

(4)　1，4－ジオキサン

日本工業規格K8461に定めるもの

(5)　1，4－ジオキサン標準原液（1g／L）

1，4－ジオキサン標準物質100mgを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの（注2）(注3)

(6)　1，4－ジオキサン標準液（100mg／L）

1，4－ジオキサン標準原液10mlを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの（注2）

(7)　サロゲート原液（1g／L）

1，4－ジオキサン－d8標準品100mgを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの（注2）

(8)　サロゲート溶液（100mg／L）

サロゲート原液10mlを全量フラスコ100mlに採り、水を標線まで加えたもの（注4）

(9)　内標準原液（1g／L）

メタノール適量及び4－ブロモフルオロベンゼン100mgを全量フラスコ100mlに採り、メタノールを標線まで加えたもの（注5）

(10)　内標準液（100mg／L）

内標準原液10mlを全量フラスコ100mlに採り、アセトンを標線まで加えたもの（注2）

（注1）　1，4－ジオキサンを含まないことを確認しておく。

（注2）　暗所－20℃以下で保存する。

（注3）　標準原液はアセトンで調製してもよいが、添加回収試験等で試料に加える標準液に含まれるアセトンの量は、試料体積の0.005%以下とする（200mlの試料では10μl以下）。これを超えると急激に回収率が低下し、0.1%では回収率が30%程度となる。

（注4）　暗所4℃で保存し保存期間は1ヶ月とする。

（注5）　市販のVOC用の4－ブロモフルオロベンゼン（1,000mg／Lメタノール溶液）を用いてもよい。この場合、暗所－20℃以下で保存する。

2　器具及び装置

(1)　カートリッジ型活性炭カラム

アセトン20ml及び水40mlを順に通水してコンディショニングしたもの（注1）

(2)　カートリッジ型ODS又はポリスチレン樹脂充填カラム（注1）(注6）

あらかじめアセトン10mlと水20mlで洗浄したもの

(3)　固相抽出装置

加圧通水式のもの（注7）

(4)　ガスクロマトグラフ質量分析計

(a)　キャピラリーカラム

内径0.25mm、長さ30mの化学結合型溶融シリカ製のものであつて、内面にポリエチレングリコールを0.5μm程度の厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離性能を有するもの（注8）

(b)　検出器

選択イオン検出法又はこれと同等の性能を有する方法（注9）でクロマトグラフ測定が可能な四重極型、磁場型又はイオントラップ型のもの

(c)　キャリヤーガス

ヘリウム（99.9999vol%以上）であつて線速度を毎秒40cmとしたもの

(d)　カラム槽昇温プログラム

40℃で1分保ち、40～約150℃の範囲で毎分5℃の昇温を行うことができるもの